

[2021年7月1日]

マイナンバーの取得方法の変更について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認が開始されることに伴い、健康保険組合は加入者全員の正確なマイナンバーを取得・管理することが国から強く求められております。

当健康保険組合では、従来「資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に事業主様・被保険者様がマイナンバーを記載いただくことで加入者のマイナンバーを取得してきましたが、令和3年7月1日からは、「住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）」から加入者のマイナンバーを当健康保険組合が直接取得することといたしました。

そのため、**令和3年7月1日以降は、「資格取得届」および「被扶養者（異動）届」にマイナンバーの記載を原則不要**としましたのでお知らせいたします。

なお、住基ネットからマイナンバーを取得できなかった場合は、後日「個人番号（マイナンバー）届」の提出をお願いすることがあります。

また、マイナンバーを変更した場合は、「個人番号（マイナンバー）届」をすみやかに提出していただくこととなります。

何卒、正確なマイナンバーの取得・管理にご理解ご協力をお願いいたします。

正確なマイナンバー等が登録されていない場合に想定される事象

健康保険組合において正確なマイナンバー等の資格情報が登録されていない場合、医療機関等窓口の資格確認端末に別人の資格情報が表示されるなど、個人情報漏洩につながる可能性があります。

また、健康保険組合にマイナンバーが未登録の場合、医療機関等窓口の資格確認端末に「該当者なし」と表示されるなど、トラブルになる可能性があります。

※健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」に該当し、番号法第14条第2項により、住基ネットからマイナンバーを収集することができることになっております。